

## (仮称) 墨田区協治（ガバナンス）推進条例の必要性

### (1) 自己決定・自己責任に基づく自治体運営確立の必要性

平成12年、地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、自治体の事務は自治事務と法定受託事務の二つに整理されるなど、自治体の位置づけは、国の下請け機関連の状態から対等・協力の関係へ、いわば「自治体政府」へと大きく変わりました。また、墨田区を始め特別区は、戦後長年にわたって東京都の内部団体的な位置づけられ、その権限が制限されてきましたが、先の特別区制度改革によって「基礎的自治体」として生まれ変わりました。

今後、墨田区は、名実とも「自治体政府」「基礎的自治体」としての地位を獲得していくなど、区民に最も身近な「最初の政府」として自己決定と自己責任の原理のもと、地域の特性を活かした自主的かつ自立的な自治体運営をさらに進めていく必要があります。そのためにも、墨田区にふさわしい自治体運営の理念とその実現に向けた制度を整備するなど、自治体の自己革新として、協治（ガバナンス）を推進していく枠組みが求められています。

### (2) 多様な担い手による地域社会構築の必要性

墨田区では、下町の連帯感あふれる共助の意識が息づく地域特性が残るなど、町会・自治会の活発な活動により地域社会の暮らしが守られてきました。しかし、近年、加入意識の低下や参加層の固定化・高齢化などにより、コミュニティの希薄化が問題になっています。一方、成熟社会の到来の中、ボランティアやNPO等自らが主体となって公共サービスに関わろうとする人々が増えており、今後は、町会・自治会とボランティアやNPO等との連携による地域力の再生が期待されています。

少子高齢化の進展や環境問題の深刻化など社会環境の大きな変化や区民の価値観やライフスタイルの多様化・個別化によって公共ニーズが高度化・複雑化する中、今後、地域の課題に的確に対応するためには、行政だけが公共サービスの担い手となるのではなく、住民自治の充実を図り、多様な主体の連携による地域社会を構築していくことが重要です。そのためにも、墨田区におけるそれぞれの主体の役割を明確にするとともに、どのように協治（ガバナンス）を推進していくのか基本原則を確認していくことが求められています。

#### ■ (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の必要性

